

## 東京都食品安全推進計画 基本施策の実績及び次期計画に向けた考え方(案)

## 施策の柱1「事業者責任による食品の安全確保」に基づく基本施策

## ○ 事業者の自主的衛生管理の推進（基本施策1～7）

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
1	GAP手法を含めた 生産衛生管理体制の 整備 (産業労働局)	より安全な農産物を生産し、都民の信頼確保を図るため、GAP（農業生産工程管理手法）による管理手法の導入を含め、事業者による生産衛生管理体制を整備する。	①平成6年度 ②平成19年度	①東京型有機農業の推進 ・「東京都特別栽培農産物認証制度」の実施 ・毎年度約20戸の認証実績 ②適正農業規範(GAP)の推進 ・GAP推進検討委員会の開催（4回） ・GAP研修会の開催（2回）	環境に負荷をかけない生産技術の振興と生産の記録や情報公開を行う新たな事業に組み替える。
2	生産情報提供食品事 業者登録制度の促進 (産業労働局)	都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録し、都民に広く公表する制度の普及を推進する。	平成16年度	生産情報提供食品事業者登録事業 ・登録事業者数の増加（平成21年度3,903事業者→平成25年度末4,343事業者）	生産等の情報公開を行う新たな事業に組み替える。
3	食品衛生自主管理認 証制度の推進 (福祉保健局)	・飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 ・制度の普及拡大により、事業者の自主的衛生管理の推進を図る。	平成15年度	食品衛生自主管理認証制度 ・認証取得施設数（平成22年度278施設→平成25年度303施設） ・対象業種：全ての営業許可業種及び届出給食施設 ・本部認証の導入（チェーン店ごと一括で認証）（平成25年） ・特別認証の導入（国際規格等取得施設は特別な審査なしで認証）（平成25年）	本制度により、都内事業者全体の衛生水準の向上を図っている。新たな仕組みの活用も含め、本制度のより一層の普及を図っていく。
4	ハサップ（HACCP） 導入支援及び承認 施設への外部検証の 実施 (福祉保健局)	・ハサップシステムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。 ・承認施設に対し、ハサップシステムが適切・確実に実行されるよう外部検証を実施する。	平成10年度	ハサップシステムに対応した監視指導 ・ハサップ取得施設に対する外部検証の実施 ・ハサップシステム講習会の実施（1回/年）	「総合衛生管理製造過程」の導入支援を充実させていくとともに、国が導入を検討している「HACCP導入型基準」について事業者への技術的支援を行う。

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
5	食品衛生推進員制度 の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。	平成9年度	<b>食品衛生推進員制度</b> ・120名（特別区、八王子市及び町田市を除く）の食品衛生推進員の委嘱 ・食品衛生推進員会議の開催 （各保健所及び市場衛生検査所において、それぞれ年2回開催） ・食品衛生推進員講習会の開催（2回/年）  ※町田市が保健所設置市に移行（平成23年度）したため、委嘱人数が135名から120名となった。	食品衛生法に基づいた制度であり、食品等事業者の自主的な活動を促進している。
6	食品衛生自治指導員 制度への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。	昭和25年度	<b>食品衛生自治指導員委託事業</b> ・約5,000名の自治指導員が活動 ・夏期・歳末における事業者指導 ・食品事業者健康管理（検便等）事業の推進協力	事業者相互の衛生管理体制の強化に役立っている。
7	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図るとともに自主的品質管理を推進する。	平成16年度	<b>安全・品質管理者の設置</b> ・中央卸売市場に約150名の安全・品質管理者を設置 ・安全・品質管理者会議等を開催し、食品衛生や関係法令に関する講習会を実施（3回/年 24年度実績） ・市場内業者に対し、マニュアルに基づく自主管理を推進	引き続き、「安全・品質管理者」を活用していく。

## 施策の柱1「事業者責任による食品の安全確保」に基づく基本施策

### ○ 事業者に対する技術的支援（基本施策8～10）

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保に関する技術水準の向上を図るための施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
8	農産物や家畜の安全 対策の普及指導 (産業労働局)	農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査による疾病情報の還元など、生産者への技術的な支援を行う。	昭和24年度	農業改良普及指導(巡回指導)事業 農作物の情報開示システムの確立 安全な農産物の生産確立 農薬の適正使用の徹底	生産者への技術的な支援を行っている。
9	食品加工分野の技術 に関する普及指導 (産業労働局)	食品技術センターの試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などの支援を行い、事業者の食品安全確保のための技術水準を向上させる。	平成2年度	食品技術センター(技術支援)の運営	食品事業者に対する食品安全確保のための技術確立に向けた技術支援を行っている。
10	事業者に対する講習 会等の開催 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」取扱事業者講習会、コンプライアンス向上セミナーなど、事業の内容に応じた講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。</li> <li>・ 各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成8年度</li> <li>②平成5年度</li> <li>③平成11年度</li> <li>④平成17年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康食品取扱事業者講習会の開催(1回/年、約1,500名)</li> <li>②輸入事業者講習会の開催(1回/年、約200名)</li> <li>③食品衛生責任者実務講習会の開催(各保健所等で開催、約13,500名/年)</li> <li>④適正表示推進者育成講習会の開催(3回/年、約1,500名)</li> </ul>	各講習会を通じて、コンプライアンスの向上や適正表示の推進、食中毒防止対策を行うため、表現を修正する。

## 施策の柱2「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」に基づく施策

### ○ 情報の収集、整理、分析及び評価の推進（基本施策11～17）

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に活かすなど具体的な施策へ反映して、健康への悪影響を未然に防止する施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
11	家畜の病気や病害虫 の発生状況の把握 (産業労働局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜保健衛生所において家畜の病気の検査及び調査を実施する。</li> <li>病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和25年度</li> <li>②昭和29年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家畜疾病等の病性鑑定 ・家畜伝染病等の家畜疾病の診断等3,799件</li> <li>②病害虫の防除指導</li> </ul>	安全な農畜産物の供給に向けた検査及び調査、指導を実施している。
12	食中毒の発生動向及 び原因調査 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食中毒の散発患者や無症状の病原体保有者の喫食内容や行動を調査・分析し、感染源の解明に活用する。</li> <li>特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和24年度</li> <li>②平成9年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食中毒対策事業 都内において、過去10年を平均すると、約110件/年、患者数約2,000名/年の食中毒が発生している。</li> <li>②腸管出血性大腸菌対策 無症状病原体保有者調査(約11,100件/年)や散発患者発生動向調査のための遺伝子検索(約350人/年)を実施している。</li> </ul> <p>※ ノロウイルス、カンピロバクターによる食中毒発生割合の増加 ※ 寄生虫(クドア、サルコシスティス)による食中毒の発生</p>	新たなタイプの食中毒が発生した場合の対応も常に想定しておく必要があり、その基幹をなす事業である。 保健所設置市(八王子市、町田市)とも連携して実施しているため、表現を修正する。
13	食品の安全に関する 先行的調査 (福祉保健局、各局)	国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について、先行的に実態を調査し、必要に応じて都民への情報提供、効果的な監視手法の検討など施策への反映や、国への提案要求などに活用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和45年度</li> <li>②昭和50年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①先行調査 食品等の安全確認及び安全基準設定等のための調査(約14テーマ/年)</li> <li>②危害防止対策事業 安全性に関する調査と情報提供</li> </ul>	食品等の安全確認等のための調査を引き続き実施していく。

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
14	ダイオキシン類等の 微量化学物質の実態 調査 (福祉保健局、環境 局)	<p>新たな知見等に対応しながら継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者に情報提供を行う。</p> <p>○東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査</p> <p>○都内に流通する農畜産物、魚介類を対象としたPCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態調査</p> <p>○環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査</p>	<p>①平成元年度</p> <p>②昭和48年度</p> <p>③昭和48年度</p> <p>④平成11年度</p> <p>⑤平成13年度</p>	<p>①食品汚染調査事業(ダイオキシン類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京湾産魚介類について、ダイオキシン類(40検体/年)の検査を実施</li> <li>・都内に流通する魚介類、ベビーフード等について、内分泌かく乱作用の疑われる化学物質(有機塩素系農薬、ビスフェノールA等)(300検体/年)の検査を実施</li> </ul> <p>②食品汚染調査事業(水銀等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内に流通する魚介類、牛乳、乳製品等について、水銀(480検体/年)、PCB(480検体/年)、TBTO(240検体/年)の検査を実施</li> </ul> <p>③食品汚染調査事業(カドミウム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内に流通する米穀について、カドミウム(200検体/年)の検査を実施</li> </ul> <p>④ダイオキシン類対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境中(大気、水質、土壌、地下水)のダイオキシンモニタリング</li> </ul> <p>⑤土壌地下水汚染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境確保条例、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策の指導</li> </ul>	<p>東京都化学物質保健対策分科会における都民の化学物質暴露量調査のため、長期間のデータ収集を今後も継続して実施する。</p>
15	海外情報や学術情報 の収集 (福祉保健局)	<p>インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。</p>	<p>①昭和63年度</p> <p>②平成15年度</p>	<p>①輸入食品対策(海外情報の収集)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入食品の実態とその安全確保のための情報収集</li> </ul> <p>②食品安全情報評価委員会による情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都民の健康に悪影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について、内外の文献情報や都民からの地域情報等を収集</li> </ul>	<p>食品安全に関する海外情報など、引き続き継続して収集する。</p>

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
16	食品安全情報評価委員会の運営 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。</li> </ul>	平成15年度	<b>食品安全情報評価委員会の運営</b> 収集した情報について分析・評価を行い、行政に具体的な提言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉の生食による食中毒防止のための普及啓発事業について（平成22年5月）</li> <li>・東京都食品安全FAQ（よくある質問とその回答集）の改定について（平成24年8月）</li> </ul>	情報の評価と効果的な情報提供の必要性の観点から、今後も継続して実施する。
17	食品安全条例に基づく安全性調査・措置 勧告制度の活用 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。</li> <li>・調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。</li> </ul>	平成15年度	知事の安全性調査が必要な事案はこれまで発生していない。	食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて実施する。

## 施策の柱2「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」に基づく施策

○ 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実（基本施策18～26）

関係各局が連携して食品の生産から販売に至るすべての段階で監視指導や検査を行い、食品の安全確保を図る施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
18	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法及び薬事法等の関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。	①平成15年度 ②昭和23年度 ③昭和23年度 ④昭和25年度	<b>①農産物安全確保調査分析</b> ・残留農薬調査分析80検体 ・ドリソ系農薬の作物残留対策109検体 <b>②農薬適正指導強化事業</b> 農薬安全使用指導、総合的病害虫雑草管理（IPM）の推進 <b>③動物用医薬品取締指導事業</b> ・動物用医薬品の製造・輸入業の許可81件 ・製造・輸入業者の届出件数169件 ・国家検定件数112ロット ・販売業者許可・届出件数567件 ・販売業者の立入件数135件 ・医療機器販売業許可等207件 ・医療機器販売業立入検査6件 <b>④肥飼料検査及び指導</b> 肥料取締法に基づく立入検査等 飼料安全法に基づく立入検査等	都内産農産物等の放射性物質モニタリング検査を加える。
19	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	・食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。 ・養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。	①平成12年度 ②昭和25年度 ③昭和25年度 ④昭和47年度	<b>①養殖衛生管理体制整備事業</b> <b>②家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫事業</b> ・監視伝染病の検査（ブルセラ病、結核検査等） ・指定伝染性疾病防疫対策（牛白血病抗体調査等） <b>③家畜衛生技術指導事業</b> 家畜衛生巡回指導70戸/年 <b>④危機管理体制整備対策</b> 家畜伝染病防疫対応強化、人獣共通感染症対策、地域防疫浄化対策、動物由来感染症体制整備、畜産物中の残留抗生物質調査	No. 21の牛海綿状脳症（BSE）対策の施策（生産段階での対策）を統合する。

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
20	と畜場における食肉 の安全確保 (福祉保健局、中央卸 売市場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜場において、食用となる牛豚等につ いて、生きている段階から枝肉になるまで のそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎 に検査し、疾病を排除する。</li> <li>衛生的など畜解体作業により、食肉の安 全確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和32年度</li> <li>②昭和11年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①と畜検査頭数 牛：約9万頭/年、豚：約18万頭/年</li> <li>②と畜中の汚染防止 作業手順の徹底・衛生管理体制の整備</li> </ul>	No. 21の牛海綿状脳症（BSE）対策 の施策（と畜場での対策）を統合 する。
21	牛海綿状脳症（BS E）対策 (産業労働局、福祉保 健局、中央卸売市場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産段階において、死亡牛・起立不能牛 等のBSE検査、家畜個体識別、牛用飼料の 抽出検査などの対策を実施する。</li> <li>と畜場において、BSEスクリーニング検 査を実施するとともに、牛肉の加工段階を 含め、特定危険部位の確実な除去等、適正 な処理について監視指導を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成14年度</li> <li>②平成14年度</li> <li>③平成14年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①危機管理体制整備対策(牛海綿状脳症対策) 死亡牛等検査体制円滑化推進、死亡牛・病傷牛 BSE検査等、飼料適正使用推進</li> <li>②牛海綿状脳症対策事業 と畜処理される牛に対するスクリーニング検査の 実施（94,325頭/平成24年度）</li> <li>③食肉市場におけるBSE対策 生産履歴の把握、特定危険部位の除去・焼却等</li> </ul> <p>※ 平成25年7月から検査対象月齢を48か月齢超に 見直し</p>	基本施策No. 19、No. 20に統合し、 引き続き対策を継続する。
22	地域監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の営業施設・設備に対する監視指導 のほか、衛生管理や表示事項等に関する監 視指導を実施する。</li> <li>食品に関する苦情や食中毒事件発生時 に、原因調査を行い、必要に応じて原因施 設に対する行政措置や再発予防策の指導を 行う。</li> </ul>	昭和23年度	<b>地域流通食品監視・検査</b> 地域の保健所における都民に身近な施設を対象 とした事業	地域的に流通する食品の監視を引 き続き実施する。



No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
23	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。</li> <li>・重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都市区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。</li> </ul>	①昭和29年度 ②昭和32年度 ③昭和45年度	①市場衛生検査所 市場内に流通する生鮮品・加工品を対象に監視指導や検査を実施する。 ②食肉衛生検査 と畜場法に基づき、食肉衛生検査所の検査員が牛、豚等について1頭毎に検査を行い食用の適否を判定する。また輸入食肉や都外から移入された枝肉等について食品衛生法に基づく監視や検査を実施する。 ③広域流通食品監視・検査 広域的に流通する食品を製造する大規模製造業や食品流通の拠点である問屋等に対する監視指導を実施する。 平成24年度は、90,563件の監視指導を実施した。	都内流通食品の放射性物質モニタリング検査を加える。
24	輸入食品対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。</li> <li>・都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。</li> </ul>	昭和63年度	<b>輸入食品対策事業</b> 食品輸入業等について、専門監視班が立入り、監視指導を行い、保管、取扱等を含めた安全確保を図る。 平成24年度は、315件の監視指導を実施した。	食品流通のグローバル化に対応するため、今後も監視体制を継続して実施する。

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
25	「健康食品」対策 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示及び医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、広告の適正化を図る。</li> <li>医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。</li> <li>都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。</li> <li>医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。</li> </ul>	昭和46年度	<b>健康食品対策事業</b> 健康食品試買調査（平成25年度の実施数は125品目） 健康食品に関する安全性情報の収集・解析	試買調査等により、表示の不備や医薬品成分等を含む有害な健康食品が毎年摘発されているため、今後も継続して実施する。
26	自主回収報告制度の 運用 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。</li> <li>都民及び事業者に制度の周知を図る。</li> </ul>	平成16年度	<b>自主回収報告制度</b> 制度に基づく回収情報の公表件数は平成24年度115件	自主回収報告制度は消費者や食品事業者にとっても重要な制度となっている。

## 施策の柱2「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」に基づく施策

### ○ 緊急時の体制整備（基本施策27～29）

緊急時に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携を強化し、危機管理体制の充実を図る施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
27	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (各局、事務局：福祉保健局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。	平成15年度	重要でかつ全庁的な対応が必要な場合その都度開催 「福島第一原子力発電所事故に係る各局の対応について」（平成23年3月）	各局連携強化の観点からも必要に応じて実施していく。
28	健康危機管理体制の整備 (各局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。</li> <li>・保健所の食品衛生監視員を中心とした関係職員の訓練を実施し、緊急時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。</li> </ul>	—	毎年度、食品衛生監視員に対し食中毒発生時の対応研修を行い、また、保健所を中心として大規模食中毒を想定したWEB会議を取り入れた訓練を実施し対応能力の向上を図っている。	緊急時を想定した訓練は今後も継続する。
29	卸売市場内における危機管理体制の整備 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。	平成16年度	卸売市場内における食品危機管理事業 危機管理マニュアルに基づき、人の健康を損なう恐れがある食品等に関する情報が入った場合には、安全・品質管理者へ通知し、必要に応じて当該食品の入荷状況等調査するなど、市場内への不良食品の搬入防止を図る。（通知294回/年 平成24年度実績）	不良食品の都内流通を防ぐため、今後も継続する。

## 施策の柱3「関係者による相互理解と協力の推進」に基づく基本施策

### ○ 食品表示適正化の推進（基本施策30～31）

法令等に基づく食品表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
30	法令・条例に基づく 適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化局)	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 【食品表示に関連する主な法令】 食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法、景品表示法、消費生活条例 等	①昭和52年度 ②昭和47年度	①表示等適正化事業 JAS法等に基づく立入検査及び任意調査、特別栽培農産物の残留農薬検査、DNA鑑定等の科学的検証 ②景品表示適正化事業 景品表示法等に基づく調査指導  ※ 食品衛生法、JAS法及び健康増進法の表示基準を一元化した食品表示法の公布（平成25年6月）	食品表示法の施行にあたり、相談・監視体制を充実させていく。
31	消費生活調査員による調査 (生活文化局、福祉保健局)	法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。	平成14年度	消費生活調査員調査 都民500名を消費生活調査員として委嘱し、市場ルールの遵守状況の調査や市場監視を行う。品質表示調査200名、表示・広告調査200名、計量調査100名の規模で実施。	消費者の視点から適正表示推進を図る。

## 施策の柱3「関係者による相互理解と協力の推進」に基づく基本施策

### ○ 教育・学習の推進（基本施策32～34）

都民や事業者が、正しい情報を必要なときにいつでも入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
32	食品の安全に関する 普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供する。	①－ ②昭和42年度	①食品安全に関する情報提供 ホームページ「食品衛生の窓」やメールマガジン、パンフレット、リーフレットを使用し都民・事業者へ情報提供 ②情報提供及び被害防止啓発事業 ・消費生活情報誌「東京くらしねっと」の発行10万部/月 ・ホームページ「東京くらしWEB」の運営等	ホームページや普及啓発資材を通じ情報提供を継続して実施する。
33	食品の安全に関する 食育の推進 (産業労働局)	都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。	平成15年度	食育推進団体への支援 生産体験・地産地消給食導入の推進 食育推進のための普及啓発・食育フェアの開催(1回/年)  ※ 東京都食育推進計画の改正(平成23年)	引き続き、食の安全・安心に関して、自治体や団体が地域で行う食育活動を支援する。
34	都民の自主的な学習 に対する支援 (各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。	昭和46年度	消費者教育事業 啓発講座、食育講座等の開催 消費者教育教材の作成	消費者教育事業として、今後も継続して実施する。

### 施策の柱3「関係者による相互理解と協力の推進」に基づく基本施策

#### ○ 情報の共有化、意見の交流等の推進（基本施策35～37）

食品の安全に関連する様々なテーマについて、都、都民、事業者の間で正しい情報や意見の交流を図るための施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
35	関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進 (各局)	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者とともに、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図る。	①平成15年度 ②平成19年度	①食の安全都民フォーラムの開催(2回/年) ②食の安全調査隊活動(3～6回/年)	No. 36の情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進の施策と統合し、継続して実施する。
36	情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進 (福祉保健局)	消費者団体や報道機関の記者など、都民に食品の安全性情報を伝達する役割を担う関係者と食の安全に関する専門家とを交え、食品の安全性やリスクについての考え方、都民への情報提供のあり方等について意見や情報を交換し、関係者の相互理解の促進を図る。	平成21年度	食の安全・安心に関する効果的な情報発信をテーマに、都民、事業者、報道関係者、学識経験者等による小規模なリスクコミュニケーション事業を実施  「食の安全安心に係る効果的な情報発信とは～行政の広報活動を材料にして考える～」(平成24年3月)	No. 35の施策と統合する。
37	食物アレルギーに関する理解の促進 (福祉保健局)	食品を取り扱う事業者に対してアレルギー管理についての技術指導を行う。アレルギー表示に係る検査体制を整備し、アレルギー表示の適正化を図る。	平成13年度	食肉製品製造業や魚肉練り製品製造業、菓子製造業などに対し、意図しないアレルギー物質の混入防止対策対策の検討及び指導を実施	意図しないアレルギー物質の混入防止や表示の適正化を引き続き実施する。また、保育所等のアレルギーを持つ子供に係わる人材の資質向上について、追加する。

### 施策の柱3「関係者による相互理解と協力の推進」に基づく基本施策

#### ○ 都民及び事業者の意見の反映（基本施策38～40）

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるため、科学的な評価を踏まえ、都民、事業者の意見の反映を図る施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
38	食品の安全に関する 審議会等への都民・ 事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文 化局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。</li> <li>・審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和28年度</li> <li>②昭和36年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食品安全審議会の運営</li> <li>②消費生活対策審議会の運営</li> </ul>	各種審議会を通じて、都民・事業者の意見を施策に反映するため、今後も継続して実施する。
39	都民・事業者が意 見・要望を申し出る 機会の確保 (生活文化局、各局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。</li> <li>・全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①昭和50年度</li> <li>②ー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消費生活調査(都民の申出) 消費生活条例第8条に基づく申出に対する調査及び措置</li> <li>②各種施策に対するパブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生監視指導計画(1回/年)</li> <li>・食品安全審議会答申「中間のまとめ」(案)に対する意見募集(平成23年度、平成25年度)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消費生活条例に基づく制度であり、今後も継続して実施する。</li> <li>②パブリックコメント等を実施し、関係者の意見を聞くことは重要であることから、今後も継続して実施する。</li> </ul>
40	相談等への適切な対 応 (各局)	保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し適切に調査を実施する。 また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。	①②ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉保健局(特別区、八王子市及び町田市を除く。)における食品に関する苦情処理件数は1,618件(平成24年度実績)</li> <li>②消費生活総合センターの食品に関する相談件数は1,297件(平成24年度実績)</li> </ul>	引き続き連携を図りながら実施する。

## 施策の柱4「安全を確保する施策の基盤づくり」に基づく基本施策

### ○ 基盤となる調査研究・技術開発（基本施策41～43）

検査・分析法やより高度な衛生管理手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術の開発を推進するための施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
41	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や農薬残留回避技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。	①平成2年度 ②平成16年度	①食品技術センター(試験研究) 食品加工分野の技術に関する試験研究 ②農林総合研究センターによる試験研究 病害虫総合管理技術の開発 農作物の安全性確保技術の開発	引き続き、栽培技術等に関する試験研究を継続して行う。
42	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	・検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。 ・試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。	①昭和63年度 ②平成20年度	①毎年度、新たな物質について検査法の開発を実施 指定外添加物：2品目 農薬：3物質 動物用医薬品：1物質 ②国からの委託事業として、食品及び加工食品に残留する農薬等成分の試験法を開発	引き続き、検査法の開発や改良を実施していく。
43	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒菌を死滅させるための加工・調理法や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。	昭和24年度	健康安全研究センターにおける調査研究業務 「ノロウイルス対策緊急タスクフォース」最終報告（平成22年9月）	食品の安全を確保する根幹の事業のため継続する。



## 施策の柱4「安全を確保する施策の基盤づくり」に基づく基本施策

### ○ 人材の育成（基本施策44）

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

No	施策名 (所管)	概 要	事 業 実 績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
44	食品安全に係わる人材の計画的な育成 (福祉保健局、各局)	食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。	昭和52年度	<b>派遣研修</b> 国立保健医療科学院、全国食品衛生監視員研修会への派遣 <b>研修の主催</b> 都区市食品衛生監視員を対象とした監視指導実務研修（6回/年）や食品技術講習会（4回/年）を実施	食品を取り巻く環境の変化に対応するため、食品安全に係わる人材育成を継続的に実施する。

## 施策の柱4「安全を確保する施策の基盤づくり」に基づく基本施策

### ○ 区市町村、国等との連携等（基本施策45～49）

都内の区市町村、首都圏などの他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
45	生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化 (産業労働局)	都内で消費される農産物の安全な生産を図るため、都内の市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近県の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などを推進する。	—	食の安全安心セミナーを実施(平成22年度から25年度まで)	今後、SNSなどによる情報提供に移行する。
46	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。</li> <li>・違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。</li> </ul>	—	首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会の開催(1回/年)  ※全国的な保健所設置市の増加	保健所設置市の増加や国からの事務権限移譲を踏まえ、継続的に実施する。
47	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (福祉保健局)	保健所を設置する自治体である特別区及び八王子市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都市区一体となった取組を進める。	—	都区保健衛生連絡協議会の開催 八王子市や町田市との協議  ※町田市が保健所設置市に移行(平成23年度)	都区市における食品衛生行政の一体性を確保するために、継続的に実施する。町田市が保健所設置市に移行したため、町田市との協議を追加する。

No	施策名 (所管)	概要	事業実績		次期計画に向けた 考え方(案)
			事業開始 年度	具体的な事業等	
48	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。	—	都道府県等消費者行政担当課長会議等への参加 都・区市町村消費生活行政担当課長会の開催 都・区消費生活センター所長会の開催 都・市町村消費生活センター所長会の開催	今後も継続して実施する。
49	国や関係機関との連携、国への提案要求 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。</li> <li>食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて国への提案要求を行う。</li> </ul>	①平成20年度 ②—	①東京都食品表示監視協議会の開催 ②毎年度国への提案要求を実施	食品表示法の施行などの制度改正を踏まえて、国等との連携や国への提案要求を実施する。